附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条第二項第一号の改正規定並びに第七条の二第二項第一号及び第七条の三第二項第一号の改正規定並びに次項の規定　令和三年一月一日

二　第七条第一項の改正規定及び同条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定　令和三年四月一日

（経過措置）

2　改正後の酒税法施行規則第七条第二項第一号、第七条の二第二項第一号及び第七条の三第二項第一号の規定は、令和三年一月一日以後に提出する酒税法施行令第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の申請書について適用する。

○財務省令第十八号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百十六号）の施行に伴い、たばこ税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ税法施行規則の一部を改正する省令

たばこ税法施行規則（昭和六十年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第七条」を「第七条第一項第一号」に改める。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第十九号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十一条の三及び第三十三条の三の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

第十一条の七を第十一条の九とし、第十一条の六の次に次の二条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等）

第十一条の七　令第三十一条の三（映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等）に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、再調査の請求人及び参加人（同条に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて令第三十一条の三に規定する再調査審理庁が相当と認める場所を、再調査の請求人及び参加人ごとに指定して行う。

（映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等）

第十一条の八　令第三十三条の三（映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等）に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人（同条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて担当審判官が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（国税通則法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　国税通則法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

○財務省令第二十号

国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）、第百六条の二（同項において準用する場合を含む。）及び第百十三条第一項の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

第一条の二　公売不動産（法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の四第一項及び第二項（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）において同じ。）の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　公売不動産の入札等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　公売不動産の入札等をしようとする者が個人であるときは、その生年月日及び性別

三　公売不動産の入札等をしようとする者が法人であるときは、その役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

四　自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

五　自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

六　公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の四第三項において同じ。）に該当しないこと。

七　その他参考となるべき事項

2　公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。

一　公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等（第一条の四第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行つている者である場合　その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

二　自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合　その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

第二条の前に次の三条を加える。

（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）

第一条の四　法第百六条の二第一項ただし書（調査の嘱託）に規定する財務省令で定める場合は、公売不動産の最高価申込者等（法第百条第六項第一号（公売保証金）に規定する最高価申込者等をいう。次項において同じ。）が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。

2　法第百六条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。